

1月以降開始する申告等についてのお知らせ

令和5年分確定申告のお知らせ

問合せ 越谷税務署 ☎048-965-8111

日時	会場
1月4日(木)～2月15日(木) 9:00～16:00(土日祝日を除く)	越谷税務署(越谷市赤山町5-7-47)
2月16日(金)～3月15日(金) 9:00～16:00(土日祝日を除く) ※ただし、2月25日(日)は開場します。	イオンレイクタウンkaze3階「イオンホール」 越谷市レイクタウン4-2-2

※混雑を回避するため入場制限を実施し、受付終了時間を早める場合があります。
※イオンレイクタウン会場開設期間中は、越谷税務署内には確定申告会場はありません。
最新情報は国税庁ホームページをご確認ください。

税理士会による所得税・復興特別所得税の還付申告会開催

問合せ 関東信越税理士会越谷支部 ☎048-962-6131 越谷税務署 ☎048-965-8111

毎年、混雑しており長時間お待ちいただく状況です。お急ぎでない方は、スマートフォン又はパソコンでのe-TAXや、税務署会場(～2月15日)・レイクタウン会場(2月16日～)のご利用をお勧めします。

▶日時 2月2日(金) 9:30～11:00、13:30～15:00

※混雑状況により、受付終了時刻を早める場合があります。

▶場所 役場第二庁舎3階301会議室

▶必要なもの

【共通】

- ①令和5年分の「給与所得の源泉徴収票」又は「公的年金等の源泉徴収票」(コピー可)
- ②筆記用具
- ③還付金を受け取る口座(申告者名義)の金融機関名/口座番号の分かるもの
- ④源泉徴収票の住所が現住所と異なる場合は、住民票の写し
- ⑤「マイナンバーカード(個人番号カード)のコピー(両面)」又は「通知カードのコピー+本人確認書類のコピー(運転免許証やパスポートなど)」
- ⑥控除対象配偶者又は扶養親族がいる方:控除対象配偶者又は扶養親族のマイナンバーカード又は通知カードのコピー

▶対象者 給与所得者又は年金受給者で年収600万円以下の方

※住宅ローン控除(初年度)のある方、事業所得・不動産所得・配当所得・譲渡所得・利子所得・山林所得等のある方は受付できませんのでご注意ください。

【年末調整が済んでいない方】

左記①から⑥までのほかに

- ア. 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの支払金額が分かる書類
- イ. 国民年金保険料控除証明書(日本年金機構発行)
- ウ. 生命保険料・地震保険料の控除証明書など

【医療費控除を受ける方】

左記①から⑥までのほかに

- エ. 「医療費控除の明細書」※事前の作成(領収書の転記等)が必要です
- オ. 医療保険者が発行する「医療費通知」(領収書の転記に代えて添付する場合)

とても簡単・便利！マイナンバーカードを使ってスマホで確定申告

問合せ 越谷税務署 ☎048-965-8111

マイナンバーカードとスマホ(マイナンバーカード読取対応)があれば、多くの方が来場される確定申告会場に出向くことなく、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用してe-Taxによる確定申告を行うことができますので、ぜひご利用ください。

(メリットいっぱい！マイナンバーカード方式)

○休日でも24時間、ご自宅から申告ができます。

○還付申告の場合、e-Taxなら早期還付されます。

○マイナポータル連携により、一部の所得控除等が自動入力されます！



動画で見る確定申告 確定申告書等作成コーナー マイナポータル連携

令和5年分からは、新たに給与所得の源泉徴収票(令和6年2月以降対応予定)、国民年金基金掛金、iDeCo、小規模企業共済掛金などの情報が自動入力されるようになります。